

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度予算額（案） 678億円
（前年度予算額 691億円）
令和7年度補正予算額 2,552億円

整理番号23、24



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
（能登半島地震における外壁・内壁落下）



避難所としての**防災機能強化**
（バリアフリートイレの整備）

脱炭素化

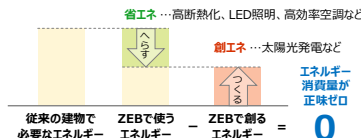
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を
実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正 事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設の整備

令和7年度補正予算額

2,552億円

目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修 等
- 学校給食調理場の整備等、木材利用の促進（木造、内装木質化）、学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等） 等

長寿命化改修による教育環境向上と
老朽化対策の一体的整備



災害時にも利用可能な学校
体育館への空調設備の整備
(約600億円)



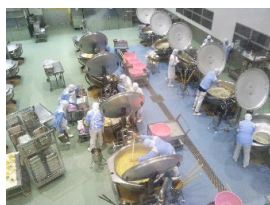
バリアフリートイレ等バリアフリー化に
より避難所としての防災機能を強化



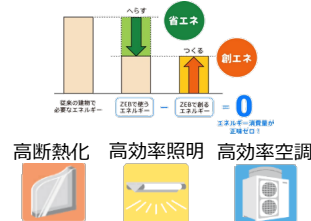
地域コミュニティの拠点として、学校施設と
他の公共施設等との複合化・共用化を推進



学校給食調理場の整備等
(約114億円)



学校施設のZEB化



事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部
を事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》



国

補助



都道府県・市区町村
(学校設置者)

発注



事業者

事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安全・安心な教育環境を確保。

国立大学・高専等施設の整備

令和8年度予算額（案） 364億円
（前年度予算額） 364億円

令和7年度補正予算額 802億円

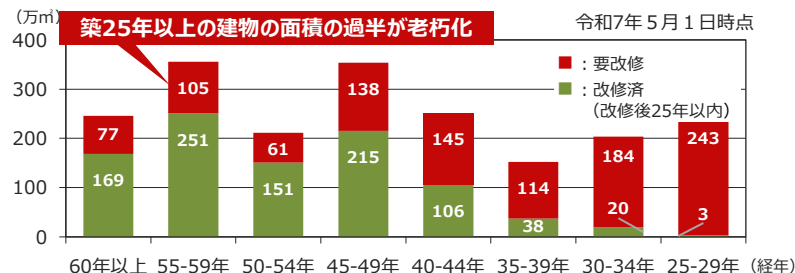
現状・課題

- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の過半が老朽化しているに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務**である。



安全面 老朽化による事故発生が頻発 **機能面** スペース不足、教育研究機能の低下
経営面 エネルギーロス等による財政負担の増大

＜国立大学法人等の経年別保有面積＞



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体の**イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進と、耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
その際、令和7年度補正予算と一体で、物価高騰を踏まえた必要な整備量の確保を図る。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課）

国立大学・高専等施設の整備

令和7年度補正予算額 802億円

事業目的

老朽化の著しい国立大学・高専等施設の戦略的リノベーション等を基本とした、キャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた更なる整備推進と、耐災害性の強化による地域の防災拠点の実現を目指す。また、近年の異常気象における熱中症対策として防災拠点ともなり得る附属小中学校の体育館等への空調設置を早急に行う。この際、物価高騰に適切に対応する。

事業内容

● 国立大学・高専等の施設整備

国立大学・高専等施設の防災機能強化及び老朽改善、ライフライン更新による耐災害性の強化、人材育成及び先端研究等に対応したイノベーション拠点の整備、安全確保と省エネ化等の一体的整備 等

● 国立大学附属小中学校の屋内運動場等の空調設置

国立大学附属小中学校の体育館等への空調設置

事業効果

- ・安全・安心な教育研究環境の確保により、災害発生時に学生・教職員等の生命を守り、教育研究活動を継続。防災機能の強化により、災害時の防災拠点としての効果を発揮。
- ・用地取得不要で早期着手可能な事業が多いため即効性が高く、地元の中小企業の受注比率が高いため、地域経済の活性化に効果が波及。
- ・研究環境の整備により、最先端のイノベーションの創出及び地域産業振興等に貢献。

老朽化した施設・ライフライン

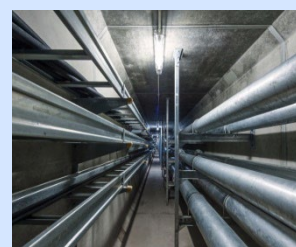


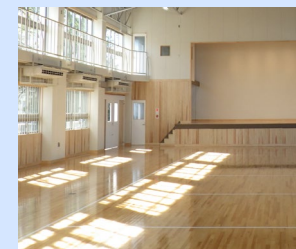
外壁の剥離、落下



配管の破損

教育研究施設の耐災害性及び防災機能の強化


耐災害性強化
(老朽改善)

耐災害性強化
(ライフライン再生)

防災機能強化
(ライフライン再生)

防災機能強化
(附属小中学校
体育館空調の整備)

※過去の実施事業の例

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

私立学校施設・設備の整備の推進

令和8年度予算額（案） 91億円
（前年度予算額 91億円）
〔令和7年度補正予算額 146億円〕

背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 安全・安心な教育環境の実現等

41億円（46億円）〔115億円〕

第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所※1機能の強化等の防災機能強化を重点支援、また熱中症による事故を防止するための空調設備の整備を推進

※1 指定避難所等 大学：約50% 小・中・高・特：約40% （令和6年9月1日時点）

- 非構造部材（吊り天井・外壁 など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレ など）
- 防犯対策 ●アスベスト対策
- 空調設備の整備



耐震対策の実施状況

（令和6年4月1日時点）

① 構造体	大：96.6%〔国：99.9〕	高：93.6%〔公：99.9〕
② 体育館の吊り天井等	大：73.3%〔国：99.8〕	高：84.0%〔公：99.6〕
③ 外壁など非構造部材	大：20.8%〔国：78.7〕	高：45.4%〔公：68.0〕

私立学校施設の整備目標

（第1次国土強靱化実施中期計画）

構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の向上あり

このほか、日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資資金 288億円）

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

28億円（23億円）〔30億円〕

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要の研究設備を重点支援

- 教育研究環境の高度化（教育研究設備の整備）
教育研究の質を向上するため、教育研究活動の基盤となる研究設備の整備を推進
- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備（新規）
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化（研究設備、施設改修事業）
※別途、私立大学等経常費として6億円を計上

補助率

教育研究装置	1/2以内
研究施設	1/2以内
教育設備	1/2以内
研究設備	2/3以内

3. 私立高等学校等の教育DXの推進（ICT環境整備）

22億円（22億円）〔1億円〕

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びを推進

- 端末の整備
- 周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



私立小中高等学校等の整備状況

（令和6年度末時点）

① 端末	義務教育：80%	高等学校：75%
② ネットワーク	義務教育：89%	高等学校：86%

補助率

端末整備	2/3以内
ICT教育設備整備	1/2以内
校内LAN整備	1/3以内

私立学校の防災機能強化等

令和7年度補正予算額 116 億円
(初等中等教育局計上の「私立幼稚園の施設整備支援」20億円を含む)

背景・課題

学生・生徒等にとっての学習・生活の場であるだけでなく、災害時の避難所機能を果たす私立学校施設の **耐震化や防災機能強化等の整備の推進**を図ることにより、**安全・安心な環境を確保**するとともに **避難所※機能を強化**する。

※私立学校の5割が指定避難所に指定
(8割の私立大学等が地域住民の受入れや備蓄品の提供など防災拠点としての活動を予定)

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～
(令和7年11月21日 閣議決定)

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策
第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
4. 防災・減災・国土強靱化の推進
(2) 令和の国土強靱化の実現

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進するとともに、安定財源確保方策の具体的な検討を行う。労務費や資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置する。

第1次国土強靱化実施中期計画 (令和7年6月6日 閣議決定)

推進施策104

- 避難所等にもなる私立学校施設の**構造体の耐震対策**完了率
93.8%【R4】→ **100%【R10】**
- 避難所等にもなる私立学校施設の**非構造部材の耐震対策**完了率
39.4%【R4】→ 65.8%【R12】→ **100%【R22】**
- 避難所等にもなる私立学校における**バリアフリー化**の整備完了率
37%【R4】→ 65%【R12】→ **100%【R22】**

事業内容

大規模地震発生時の安全確保や熱中症による事故を防止するため **耐震対策** や **空調設備** 等の整備を推進。

● 耐震対策

構造体の耐震化

非構造部材 (吊り天井・外壁 など) の耐震対策



耐震補強 (ブレス) の例

● 避難所機能の強化

バリアフリー化 (多目的WC・スロープ等)

自家発電設備

屋外防災施設



多目的トイレ



マンホールトイレ

● 熱中症対策

空調設備・換気設備

● 学校安全対策

防犯対策 (カメラ・門・フェンス など) ・アスベスト対策



大規模地震による非構造部材の被害事例

落下した天井

割れた窓ガラス

外壁の落下

過去の大規模地震では、被害を受けた非構造部材 (天井・外壁・窓ガラス等) による人的被害が発生しており、構造体だけでなく非構造部材の耐震対策も重要な課題

耐震対策の推進



熱中症対策

安全・安心で持続可能な教育環境

補助率 大学等1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の嵩上げあり

(担当：高等教育局私学部私学助成課、初等中等教育局幼児教育課)

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度予算額（案） 4.4億円
（前年度予算額） 4.5億円

令和7年度補正予算額 20億円 ※

現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- | | | |
|-----------|-----------------|--|
| 1 | 耐震補強 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策 | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長) |
| 3 | 新築・増築・改築 | … 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修 | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修 | … 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）
園舎の整備（多様な学びのための間仕切り設置、空調整備等） |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |



対象校種 私立の幼稚園

実施主体 事業者（学校設置者）

事業開始年度 昭和42年度～

補助割合

国 1 / 3、事業者 2 / 3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強
特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2

対象経費

工事費、実施設計費、耐震診断費 等

私立幼稚園の施設整備支援

令和7年度補正予算額

20億円



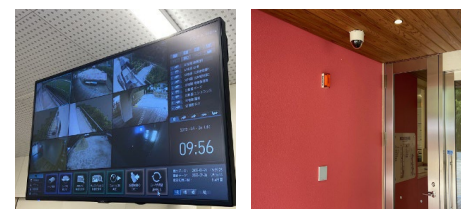
文部科学省

現状・課題・事業内容

喫緊の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**特別防犯対策**、**学級編制基準の見直し**に対応するための施設整備、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**エコ改修**、**空調設備の設置**等に要する経費に対する補助を実施し、対策を促進する。



- ◆ **耐震化事業** …… 耐震補強・耐震改築、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 等
- ◆ **特別防犯対策事業** …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10までに延長)
- ◆ **増築事業** …… 学級編制基準の見直し等に対応するための増築
- ◆ **エコ改修事業** …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- ◆ **内部改修事業** …… 空調設備の設置や学級編制基準の見直し等に対応するための園舎の整備（間仕切り設置、床の改修等） 等



防犯対策の例：防犯カメラ、ICカードによるオートロック

対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2
実施主体	事業者（私立幼稚園を設置する学校法人）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

令和8年度当初予算案 201億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援 ※配分基礎単価の上限額引上げ

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

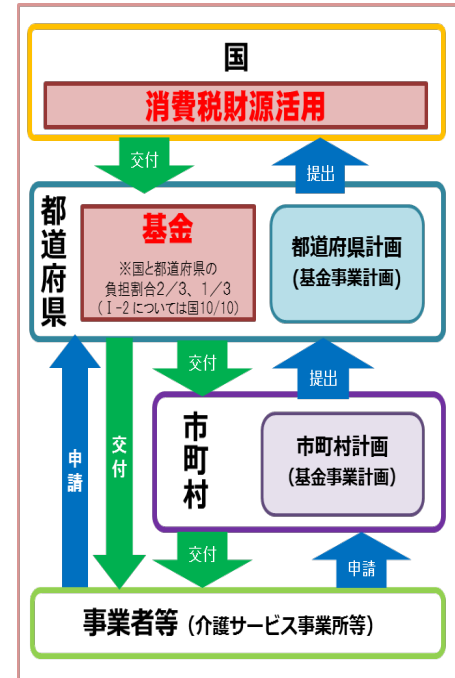
2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

<実施主体等>



令和8年度当初予算案 40億円 (50億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 令和7年度補正予算：101億円

1 事業の目的

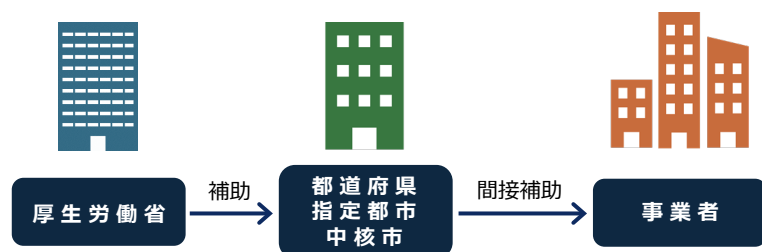
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行を支える基盤として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 〔間接補助〕

（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

令和8年度予算案 230億円(245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業【私立】 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・ 公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・ 小規模保育整備事業【私立・公立】 ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業を実施する **こども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）**の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

令和8年度予算案 67億円（67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラ設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

○防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であつて一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

令和8年度予算案 67億円（91億円）
※令和8年度当初予算案の全額は事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

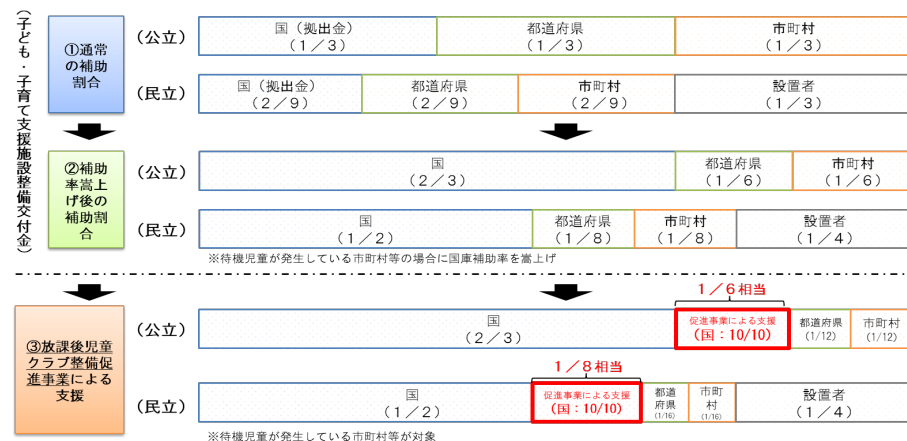
【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（※）嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

整理番号35

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	博物館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	自治会集会所（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	水泳プール	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保育用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
駐車場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	林業用施設	2/3	2/3・8/10
水道	5/10	2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
ごみ・し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	救難施設	7.5/10	7.5/10
老人福祉センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
コミュニティ供用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	消防庁舎	5/10	5/10
体育館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	市町村庁舎	5/10（限度額）	5/10（限度額）
公民館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
図書館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	除雪機械	7.5/10	
特別集会施設（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
児童館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	改修調査	9/10	9/10
保健相談センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	汚水処理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

整理番号36

概要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

○根拠: 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条

○対象: 特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千歳飛行場	苫小牧市
		千歳市
	三沢飛行場	三沢市
		青森県上北郡 東北町
	八戸飛行場	八戸市
	松島飛行場	石巻市
		東松島市
	百里飛行場	行方市
		鉾田市
		小美玉市
	入間飛行場	狭山市
		入間市
	下総飛行場	柏市
		鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市
		昭島市
		福生市
		武蔵村山市
		羽村市
		東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市
		大和市
		綾瀬市
	小松飛行場	小松市
		加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	米子市
		境港市
	岩国飛行場	岩国市
		行橋市
	築城飛行場	福岡県京都郡 みやこ町
		福岡県築上郡 築上町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町
		福岡県遠賀郡 水巻町
		福岡県遠賀郡 岡垣町
		福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市
		宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
		沖縄市
	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡 読谷村
		沖縄県中頭郡 嘉手納町
		沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射爆撃場を含む。）	上富良野演習場	富良野市
		北海道空知郡 上富良野町
		北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市
		北広島市
	然別演習場	北海道河東郡 鹿追町
		北海道厚岸郡 厚岸町
		北海道厚岸郡 浜中町
		北海道野付郡 別海町
	矢臼別演習場	八幡平市
		滝沢市
	岩手山中演習場	宮城県黒川郡 大和町
		宮城県黒川郡 大衡村
	王城寺原演習場	宮城県加美郡 色麻町
		福島県岩瀬郡 天栄村
	白河布引山演習場	福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市
		群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市
		上越市
	北富士演習場	富士吉田市
		山梨県南都留郡 忍野村
		山梨県南都留郡 山中湖村
		御殿場市
	東富士演習場	裾野市
		静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市
		岡山県勝田郡 奈義町
	大矢野原演習場	熊本県上益城郡 山都町
		由布市
	日出生台演習場	大分県玖珠郡 九重町
		大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市
		鹿児島県姶良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
		名護市
	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡 恩納村
		沖縄県国頭郡 宜野座村
		沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射爆撃場	三沢市
		青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港湾	大湊港に所在する防衛施設	むつ市
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市
	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市
	呉港に所在する防衛施設	呉市
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市
		西海市
	那覇港に所在する防衛施設	那覇市
	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、 及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
弾薬庫	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市
	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市
	川上弾薬庫	京都府相楽郡 精華町
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	東広島市
		江田島市
		沖縄市
		うるま市
	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県国頭郡 恩納村
		沖縄県中頭郡 読谷村
		沖縄県中頭郡 嘉手納町
試験場	下北試験場	青森県下北郡 東通村
ハリ飛行場	霞ヶ浦飛行場	土浦市
		茨城県稲敷郡 阿見町
	宇都宮飛行場	宇都宮市
	相馬原飛行場	群馬県北群馬郡 榛東村
	木更津飛行場	木更津市
	徳島飛行場	徳島県板野郡 松茂町
	目達原飛行場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町
		佐賀県三養基郡 上峰町
	普天間飛行場	宜野湾市
	キャンブ座間	相模原市
高占有率施設	相模総合補給廠	座間市
	池子住宅地区及び海軍補助施設	相模原市
		逗子市
	小牧基地	春日井市
		小牧市
	牧港補給地区	愛知県西春日井郡 豊山町
		浦添市
	北部訓練場	沖縄県国頭郡 国頭村
		沖縄県国頭郡 東村
	キャンブ瑞慶覧	沖縄県中頭郡 北谷町
		沖縄県中頭郡 北中城村
計	73 施設	120 市町村

(令和7年9月1日現在)

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市
	三沢飛行場	三沢市
	八戸飛行場	青森県上北郡 東北町
	松島飛行場	八戸市 石巻市 東松島市
	百里飛行場	行方市 銚田市 小美玉市
	入間飛行場	狭山市 入間市
	下総飛行場	柏市 鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小松飛行場	小松市 加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	米子市 境港市
	岩国飛行場	岩国市
	築城飛行場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
	嘉手納飛行場	沖縄市 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射撃爆撃場を含む。）	上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市
	然別演習場	北広島市 北海道河東郡 鹿追町
	矢臼別演習場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
	王城寺原演習場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白河布引山演習場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市 上越市
	北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市
	大矢野原演習場	岡山県勝田郡 奈義町 熊本県上益城郡 山都町
	日出生台演習場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市 鹿児島県姶良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射撃爆撃場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥島射撃爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久米島射撃爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出砂島射撃爆撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港	大湊港に所在する防衛施設	むつ市
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市
湾	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市
	呉港に所在する防衛施設	呉市
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市 西海市
	那覇港に所在する防衛施設	那覇市
	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
弾薬庫	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市
	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市
	川上弾薬庫	京都府相楽郡 精華町
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	東広島市
	辺野古弾薬庫	江田島市
		名護市
		沖縄市 うるま市
	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
試験場	下北試験場	青森県下北郡 東通村
ハリ飛行場	霞ヶ浦飛行場	土浦市
	宇都宮飛行場	茨城県稲敷郡 阿見町
	相馬原飛行場	宇都宮市
	木更津飛行場	群馬県北群馬郡 榛東村
	明野飛行場	木更津市
	徳島飛行場	伊勢市
		徳島県板野郡 松茂町
	目達原飛行場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡 上峰町
	大村飛行場	大村市
	普天間飛行場	宜野湾市
ハリ施設	キャンプ座間	相模原市 座間市
	相模総合補給廠	相模原市
高占有率施設	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市
		春日井市
	小牧基地	小牧市
		愛知県西春日井郡 豊山町
	牧港補給地区	浦添市
	北部訓練場	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村
	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
計	76 施設	122 市町村

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和8年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
3,760	2,632	1,128	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,297,713千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年2.000%~3.100% (年2.000%~2.700%)	年2.000%~3.100% (年2.000%~2.700%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和8年1月5日現在の建築資金【20年以内】の金利。

() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和8年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区 分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,227	1,416
医療貸付事業	2,380	2,344
合 計	3,607	3,760



○新築の貸付具体例

区 分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.600% (年2.200%) (据置期間中無利子)

区 分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.700% (年2.300%)

区 分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年2.600% (年2.200%)

(注) 貸付金利の () 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

○災害復旧資金 (社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）

<対策のポイント>

一般流通材等を活用した工法による低層中大規模建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

<事業の内容>

有識者や木材加工事業者、地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

（ア）一般流通材等を用いた低層中大規模等設計・建築実証（拡充）

地域の製材所等により生産・加工された建築用木材を活用した工期やコスト等に優れた低層中大規模建築物等の、当該地域におけるモデル的な木造建築物の設計・建築等の実証を支援します。

（イ）C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証（継続）

C L Tを活用した先駆性が高い建築物及び標準寸法のC L Tや標準的な木造化モデルを活用した普及性が高い建築物の設計・建築等の実証を支援します。

<事業の流れ>



※経費別の補助率

- 協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
- 実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10

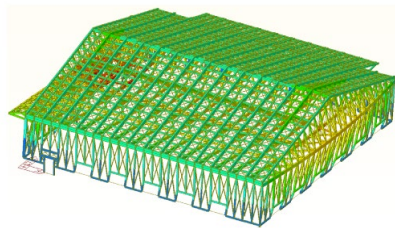
（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）

<事業イメージ>

＜応募から事業実施までの流れ＞



（ア）一般流通材等を用いた低層中大規模等設計・建築実証

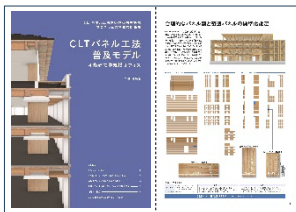


地域材を活用した20m超スパンのトラスを用いて大空間を無柱とする設計の建築物（工場）における実証

（イ）C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証



鉄骨造と木造の立面混構造耐震壁にC L Tを利用した取組例



CLTパネル工法の普及モデルを取り入れた設計の取組例



2.花粉症対策木材利用促進

令和7年度補正予算額 5,564,300千円の内数

<対策のポイント>

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、**中小工務店等やプレカット事業者におけるスギ J A S 構造材等への転換の取組**を支援します。

<事業の内容>

住宅分野でのスギ材需要の拡大に向けて、中小工務店やプレカット事業者等が行う**スギ J A S 構造材等への転換の取組**を支援します。

<支援対象となる取組>

- 中小工務店等の行う**住宅部材のスギ材への転換に係る調整、スギ材への転換した住宅の構造安全性の検証、それらの取組の建築主への説明等**
- プレカット事業者等の行う、**スギ材を保管する場所を確保するためのストックヤードの組み替え、スギ材を使用する仕様への設計変更、住宅生産者に対する国産木材活用住宅ラベルの発行支援**（樹種別の使用量の情報提供）等

<支援要件等>

- 登録申請において、**より高い転換目標（最低3割程度）を設定した者から採択**
- 事業者は、**3年間のスギ製品継続利用計画**を作成・提出し、年に1回実施状況を報告
- 事業者は、**国産木材活用住宅ラベル等によりスギ材利用の意義**を普及

<事業の流れ>



※申請棟数等により段階的な助成上限額を設定

<事業イメージ>

【中小工務店等における転換に係る取組の例】



スギ材の調達に係る調整



スギ材を利用した設計に係る
構造安全性の検証



スギ材を利用する意義につ
いての建築主への説明

【プレカット事業者等における転換に係る取組の例】



ストックヤードの組み替え等による
スギ材を保管する場所の確保



スギ材を使用する設計等
への変更



国産木材活用住宅
ラベルの発行支援

スギ材への転換に向けた設計・施工を実証（部材の納まり・安全性等）

2. C L T 建築実証支援

令和7年度補正予算額 44,993,076千円の内数

<対策のポイント>

C L T 建築に携わる者の技術の底上げ等を図るため、地域でのC L Tを活用した建築物の設計・施工に係る実証的な取組等を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。

<事業の内容>

① C L T 建築実証事業

地域の関係者（C L T 製造工場、設計者、施工者）等が連携した協議会方式による、他構造との建築コスト比較を含めたC L T 建築物の設計・建築等の実証事業を支援します。

② C L T 等木質建築部材技術開発・普及事業

既往の技術を踏まえ、実用化に向けたC L T等の接合部の強度や短工期化等に係る検証など、工法の低コスト化や技術の普及等に向けた取組を支援します。

<事業イメージ>

① C L T 建築実証事業

<建築実証のイメージ>



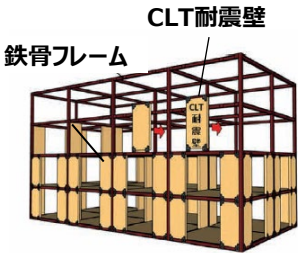
既存の木造化モデルを活用



標準寸法のCLTパネルを活用

② C L T 等木質建築部材技術開発・普及事業

<技術開発のイメージ>



鉄骨造とCLT耐震壁の混構造



軟弱地盤改良

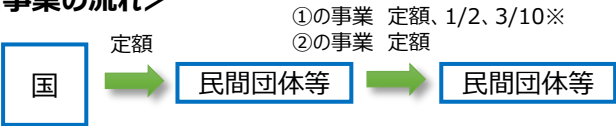


木造仮設医療施設

実証で得られた課題や解決策を整理・分析した上で
事例集や発表会等を通じて普及

非住宅分野等における木材の消費拡大

<事業の流れ>



※経費別の補助率
○協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
○実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
（特に優れた内容と認められる場合は1/2）

1.中高層等 J A S 構造材実証支援

令和 7 年度補正予算額 44,993,076千円の内数

<対策のポイント>

中高層建築分野等におけるJAS構造材の活用促進を図るため、JAS構造材を用いた建築の実証的な取組を支援するとともに、品質管理に必要な人材の育成、地域の製材工場等の連携体制の構築など、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。

<事業の内容>

①中高層等 J A S 構造材実証支援事業

JAS構造材の需要拡大を図るため、「JAS構造材活用宣言」を行った事業者（建設業者）が、中高層建築分野を中心にJAS構造材を活用した建築を実証的に行う取組を支援します。

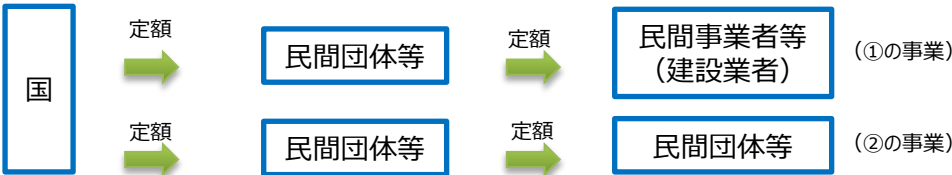
JAS構造材活用宣言

木造建築に取り組む建設業者等が、具体的な目標を設定して、JAS構造材（製材、集成材等）の利用率向上を宣言。

② J A S 構造材供給体制整備事業

JAS構造材の供給拡大を図るため、品質管理等に必要な人材の育成や測定機器の導入、専門的知見を有するアドバイザーの派遣、地域の製材工場等の連携体制の構築、情報窓口の設置等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

JAS構造材活用宣言

(宣言例)
宣言：JAS構造材の利用率向上
目標：〇年〇月までにJAS構造材を利用した中高層等の建築物を〇棟建築します。

①中高層等 J A S 構造材実証支援事業



- ・対象は、「JAS構造材活用宣言」をした事業者（建設業者）
- ・JAS構造材の調達に要する経費を支援

➡ 事業者は、JAS構造材の利用実証を通じて、中高層等の木造建築に係る設計・調達・施工等のノウハウを獲得

事例の分析・集約

ノウハウの共有に向けた事例集の作成等

宣言に基づく取組の展開

中高層建築物等へのJAS構造材の利用拡大

② J A S 構造材供給体制整備事業

JAS構造材の供給拡大

地域のJAS認証工場の拡大や連携等の促進

人材育成や工場の連携体制構築等を支援

宣言に基づく取組の展開

＜対策のポイント＞

海外の需給変動の影響を受けにくくするため、非住宅分野等における消費拡大、木材製品の国際競争力強化に向けた中高層建築等におけるJAS構造材の利用実証やCLTを活用した建築物の実証、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化の促進、外構部等の木質化の実証、木造公共建築物等の整備等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 中高層等JAS構造材実証支援

JAS構造材を用いた中高層建築等の実証的な取組を支援するとともに、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。

2. CLT建築実証支援

CLTを活用した建築の設計・施工に係る実証的な取組を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。

3. 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備

木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える化」に向けた、建築物LCA制度化に対応する木材製品の排出原単位の整備への支援や、改正SHK制度（R8.4施行）に対応した炭素蓄積量の算定に係るガイダンス整備等を実施します。

4. 外構部等の木質化対策支援

建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる実証的な取組を支援します。

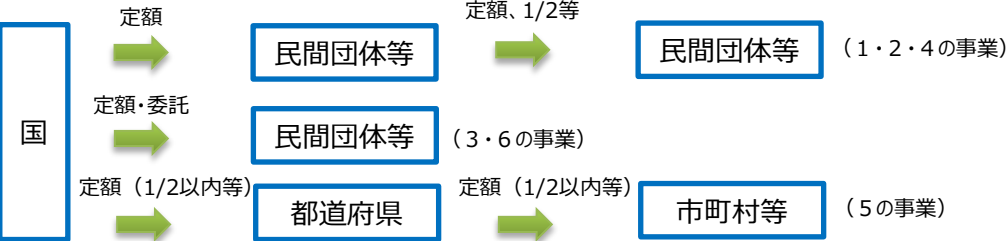
5. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、公共建築物の木造化・内装木質化を支援します。

6. 木材産業における外国人材の受入れ強化支援

特定技能・育成就労による外国人材の受入れ・呼び込み体制を強化するため、国内外での説明会・相談会の開催や、スキルアップのための学習用教材の作成を支援します。

＜事業の流れ＞

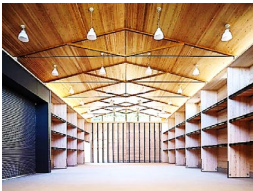


＜事業イメージ＞

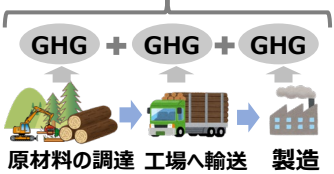
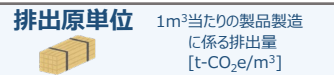
木材製品の消費拡大対策



JAS構造材を用いた
中高層建築等の実証



CLTを活用した設計・建築等の実証、技術開発



木材製品の排出原単位の整備



木造公共建築物等の整備



木材の新たな需要先として見込まれる
木製塀等の普及



外国人材の受入れ強化

【お問い合わせ先】
(1～3、6の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
(4、5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

＜対策のポイント＞
木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

（ア）講習会等による設計者・施工者育成（継続）

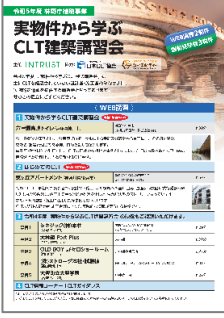
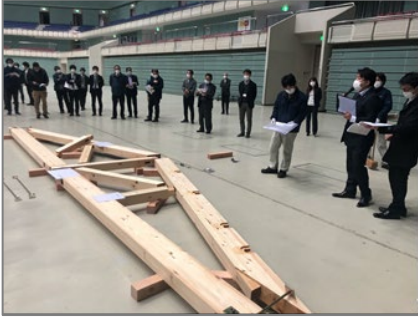
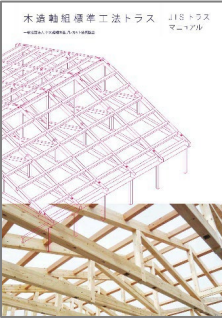
木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、C L T 建築物等の企画・設計における課題解決に向けた専門家の派遣、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

また、各都道府県の工務店等を対象として、部材調達や設計・施工における木材利用の留意点や木造化標準モデル等も含め、木造建築分野を担う設計者・施工者の拡大を図るための講習会等の実施等の取組を支援します。

（イ）専門家派遣等による技術的サポート（継続）

地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

（ア）講習会等による設計者・施工者育成



▲ 国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及

▲ C L T 建築物の普及に向けた講習会の開催

（イ）専門家派遣等による技術的サポート



◀ 地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 （ア）の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（イ）の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）